　よくある問合せ　Ｑ＆Ａ

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 質問 | 回答 |
| １ | 他にも同様の支援金や補助金を受けている（受ける予定である）が、当支援金の申請も可能か。 | 可能です。 |
| ２ | 申請書は法人でまとめて（複数事業所まとめて）申請できますか。 | 申請は事業所単位を基本としますが、要綱の別表１のとおり、※書きで記載している事業については、１事業所とみなしてまとめて申請ください。特に同一の場所で複数の訪問系事業所を運営する場合は１事業所とみなしますので、ご注意ください。  それ以外は、事業ごとに、それぞれ別の申請書が必要となり、添付資料は申請書ごとに提出してください。  １つの封筒に複数の申請書、添付資料を同封していただいて構いません。 |
| ３ | 介護サービスと介護予防サービスを両方提供している場合、それぞれ申請をすることができますか。 | No２のとおり、介護サービスと介護予防サービスを同一の所在地で実施している場合は、区分せず介護サービスを事業所種別として申請してください。 |
| ４ | 県が実施する入所施設である介護老人保健施設と同一所在地で通所リハビリテーションを運営している場合、両方の事業所の申請することができますか。 | No1のとおり、それぞれ申請することができます。 |
| ５ | 保険医療機関として、通所リハビリテーションのみなし指定をされている事業所は、申請をすることができますか。 | 可能ですが、助成の対象となるサービスは別表１に定める事業に限定されていることから、要綱第３条のとおり、介護サービスの事業実績があることが要件となります。 |
| ６ | 休止中の事業所は申請可能ですか。 | 要綱第７条のとおり、例えば令和５年１０月までに事業を開始した事業所等は、令和５年１０月の事業実績があること及び令和６年３月３１日まで事業を継続することが給付要件となっているため、申請できません。 |
| ７ | 申請者は事業所の管理者でもよいですか。 | 支援金の給付を受けることができるのは、運営法人の代表者であることが要件です。事業所の管理者は申請できません。 |
| ８ | 申請書に押印は必要ですか。 | 申請書の押印を省略する場合は、代表者の署名が必要です。 |
| ９ | 給付要件の事業実績とはどのようなことですか。 | 介護保険サービスや障害福祉サービスの提供を行っていることを言います。その証明として国民健康保険団体連合会へ給付費の請求をしていることが考えられます。（２月、３月指定月の事業所は給付費の請求予定であること）なお、給付費の請求実績の書類提出は必要ありません。 |
| １０ | サービス提供の実績について、令和５年８月、９月分はありますが、令和５年１０月分はありません。申請は可能ですか。 | 要綱第３条第３号のとおり、令和５年１０月までに事業を開始した事業所等は、令和５年１０月の事業実績があることが給付要件としているため、申請できません。 |
| １１ | 令和５年１０月１日に指定を受けましたが、実際に利用者を受け入れしたのは、令和５年１１月１日の場合、対象となりますか。 | 対象とはなりません。令和５年１０月の事業実績が必要です。 |
| １２ | 郵便で申請書を複数枚（複数事業所分）、まとめて提出する際に、添付書類は１通同封すればよいですか。 | 申請書ごとに審査するため申請書分添付書類が必要となります。 |
| １３ | 同じ法人で複数の対象事業所がある場合、事業所ごとに振込先口座を別にすることはできますか。 | 給付申請ごとに振込口座を指定することは可能です。事業所名等の場合で委任状が必要な場合は委任状を提出してください。 |
| １４ | 申請者（法人代表者）と異なる名義の口座を本支援金の振込口座としたいが可能ですか。 | 申請者と口座名義は一致（法人名のみの名義は可）する必要があります。ただし、申請者と異なる名義の口座に振り込みを希望する場合は、委任状の提出をもって支払いを行うことは可能です。 |
| １５ | 法人口座がネット口座のため、通帳がない場合はどうしたらよいか。 | 銀行名や振込口座等が確認できる書類を提出してください。 |
| １６ | 振込口座が「〇〇法人△△事業所施設長□□」の場合、□□が法人代表者であっても委任状は必要ですか。 | 必要です。 |
| １７ | 同一所在地で介護保険の訪問系事業所と障害福祉の訪問系事業所を運営している場合、一括して申請するのですか。その場合、直接処遇職員数は両サービスの合算ですか。また車両数はどうなりますか。 | No２のとおり、一括して申請する必要があります。  介護サービスと障害サービスを合わせた直接処遇職員の常勤換算数を算出してください。例えば介護事業所と障害福祉サービス事業所の直接処遇職員の合計常勤換算数が５名で、サービス提供のために使用した車両が７台だった場合、申請可能車両台数は５台となります。申請書には同一所在地で運営する事業所のうち給付対象事業所を全て記載してください。 |
| １８ | 令和５年１１月１日指定の介護保険の通所介護事業所はどのように計算しますか。また、１１月のサービス提供実績がない場合はどうなりますか。 | 令和５年１１月１日の定員が１９人以上の場合は２１０，０００円、定員が１８人以下の場合は８０，０００円に補助率５／６を掛けた額が申請額となります。また、１１月のサービス提供実績がない場合は給付対象外となります。 |
| １９ | 令和６年２月末で廃止する事業所は対象となりますか。また、廃止届を提出しない場合はどうなりますか。 | 少なくとも令和６年３月末日までの事業継続が条件となります。また、廃止届または休止届を市に提出していない場合であってもサービス提供実績がない場合は給付対象外となります。 |
| ２０ | 申請から支援金の振込までどのくらいの期間がかかりますか。 | 申請書受付後、支援金の振込まで１か月半程度かかります。給付決定通知書に振込予定日を記載し郵送します。  ※申請書類に不備等があった場合には給付決定通知書の送付に時間を要する場合があります。 |
| ２１ | 申請対象となる車両は運営法人や事業所名義の車のみか。サービス提供で職員の自家用車を使用しているが対象ですか。 | 利用者の送迎や居宅への訪問等に使用するために事業所職員の自家用車を使用した車両について、ガソリン代を法人側で負担しており、ガソリン代の高騰による価格上乗せを法人が負担していれば対象となります。  また、法人や事業所名義の車両であっても、サービス提供に使用していない車両は対象外です。 |
| ２２ | サービス提供を行う車両をリース契約しており、法人（事業所）名義ではないが、ガソリン代は法人（事業所）で負担している場合、当該車両は対象となりますか。 | リース契約車両についても、利用者へのサービス提供に使用したものは対象となります。ただし、リース車両の車検証の写しの提出が必要です。また、リース契約書類等の提出は必要ありませんが法人（事業所）内で保管し、必要時に提示できるようにしてください。 |
| ２３ | 申請可能な車両は、どの時点で使用している必要がありますか。 | 令和５年１０月までに事業を開始した事業所は、令和５年１０月。１１月に事業を開始した事業所は１１月（以降同様）に使用した車両とします。 |
| ２４ | 二輪車は対象となりますか。 | 二輪車は対象となりません。 |
| ２５ | 給付された支援金の用途制限はありますか。 | 支援金は原油価格・物価高騰に直面している事業所に対し、支援を必要とする方々の社会生活を維持することに不可欠な各種サービスを安定的に継続することを支援するために給付するものであり、目的に沿った経費に活用されることを想定しています。 |
| ２６ | 給付された支援金の用途に係る報告は必要ですか。 | 市に実績報告等を提出する必要はありません。 |
| ２７ | 訪問系事業所について、車両を使用していない等の理由により申請台数が０台の場合でも、１７，０００円のみ申請は可能ですか。 | 可能です。 |
| ２８ | 常勤換算法とは何ですか。 | 計算式：  事業所の従業者の勤務延時間数／常勤の従業者が勤務すべき時間数  （※当支援金では、小数点第１位を四捨五入  とします。）  事業所の従業者の勤務延時間数を、就業規則等における当該事業所における常勤の従業者が勤務すべき時間数（＝週32 時間を下回る場合は32 時間を基本とする）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を、常勤の従業者の員数に換算する方法です。  ○算出例：常勤の従業者が勤務すべき時間数＝週40 時間の事業所において、  → ① 週40Ｈ勤務3名のみの事業所の場合 ＝ 120H/40H ＝ 常勤換算３  → ② 週40Ｈ勤務２名＋週20Ｈ勤務７名（計９名）の事業所の場合  ＝(40H×2人＋20H×7人)/40H ＝ 常勤換算5.5人⇒端数処理後6人  なお、以下の場合は勤務延時間数から除きますのでご注意ください。  ・給付対象外のサービスや業務の勤務時間  ・常勤の勤務すべき時間数を超えての時間外勤務や休日出勤した勤務時間 |
| ２９ | 医療みなし事業所において、医療サービスと介護サービスに係る直接処遇職員を区分することが困難な場合、勤務実績に基づく常勤換算方法により算出した医療サービスと介護サービスに係る直接処遇職員の人員に令和４年度の介護報酬の決算額を令和４年度の医療報酬と介護報酬を合算した決算額で除した値を乗じて算出した人数とすることとなっていますが、具体的に教えてください。 | （例）  当該事業所のR5.4月直接処遇職員の人数（医療と介護の合算）　3.8人  R4介護報酬決算額　1百万円  R4医療報酬決算額　4百万円  （計算式）  　　　　　　　　1百万円  　4百万円+1百万円  ※この場合、常勤換算数が0人となり、車両の申請はできないため、決算がわかる書類の提出の必要はありません。（25，000円のみ給付）  ＝0.76人  3.8× |
| ３０ | 訪問入浴介護事業所の車両は、訪問入浴車両だけ申請できるのですか。 | お見込のとおりです。 |
| ３１ | 法人格のない個人事業者の場合、申請書の「法人名等」「所在地」欄は何を記載すればよいですか。 | 「法人名等」は事業所名、「所在地」は事業所住所を記載してください。 |
| ３２ | 交付年月日や有効期限の記載がない車検証の提出で問題ですか。 | 車検証とともに交付年月日や有効期限の記載のある「自動車検査証記録事項」を提出してください。 |
| ３３ | プッシュ型事業所で、市から送付した印字済の申請書について  ①併設の事業所を追加したい場合は手書きで記載してよいですか。  ②印字された事業所は１０月の実績がないがどうしたらよいですか。  ③法人代表者印ではなく、代表者が署名する場合はどうしたらよいですか。 | ①よいです。  ②申請書の内容を修正する必要がある場合は、市ホームページから申請書をダウンロードし作成してください。  ③印字済の代表者職氏名欄の右側に代表者職氏名を署名してください。その場合は、誓約書・同意書も押印ではなく代表者の署名してください。 |
| ３４ | プッシュ型事業所とそれ以外の事業所で申請受付期間が異なる理由は何ですか。 | プッシュ型事業所には印字済の申請書等を市から送付し、車両台数等修正がない場合は、一部の添付書類の提出を省略することを可能としているためです。 |
| ３５ | プッシュ型事業所で、車両台数に変更がないが、法人車両を買い替える等使用車両が令和５年４月と令和５年１０月で異なっていた場合でも添付書類の提出は必要ないか。 | お見込のとおりです。 |